

食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について

蔵関第 1055 号
昭和 57 年 9 月 29 日
改正 蔵関第 726 号
平成 3 年 8 月 30 日
改正 財関第 427 号
平成 17 年 3 月 31 日
改正 財関第 461 号
平成 20 年 4 月 23 日
改正 財関第 369 号
平成 27 年 4 月 7 日
改正 財関第 942 号
平成 28 年 8 月 3 日
改正 財関第 861 号
令和元年 6 月 27 日
改正 財関第 407 号
令和 3 年 5 月 31 日
改正 財関第 947 号
令和 5 年 9 月 28 日

標記のことについては、「食品等輸入監視の協力方依頼について」（昭和 57 年 9 月 25 日環食第 203 号）の別添「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い要領」に従って処理することとし、昭和 57 年 10 月 1 日から実施されたい。

別 添

環食第 203 号
昭和 57 年 9 月 25 日
改正 衛検第 233 号
平成 3 年 8 月 29 日
改正 食安発第 0330002 号
平成 17 年 3 月 30 日
改正 食安発第 0418001 号
平成 20 年 4 月 18 日
改正 食安発 0331 第 14 号
平成 27 年 3 月 31 日
改正 生食発 0720 第 2 号
平成 28 年 7 月 20 日
改正 生食発 0606 第 7 号
令和元年 6 月 6 日

改正 生食発 0528 第 2 号
令和 3 年 5 月 28 日
改正 健生発 0927 第 5 号
令和 5 年 9 月 28 日

食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い要領

1 用語の定義

- (1) 食品：全ての飲食物をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。
- (2) 添加物：食品の製造の過程又は加工・保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤等により使用するものをいう。
- (3) 器具：飲食器、割ぼう具等食品・添加物の採取・製造・加工・調理・貯蔵・運搬・陳列・授与・摂取の用に供され、食品・添加物に直接接触する機械・器具等をいう。ただし、農業、水産業等における食品の採取の用に供される機械・器具等を除く。
- (4) 容器包装：食品・添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品・添加物を授与する場合はそのまま引き渡すものをいう。
- (5) おもちゃ：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 68 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する以下のものをいう。
 - ア. 乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ
 - イ. アクセサリーがん具（乳幼児がアクセサリーとして用いるがん具をいう。）、うつし絵、起き上がり、おめん、折り紙、がらがら、知育がん具（口に接触する可能性があるものに限り、この号に掲げるものを除く。）、つみき、電話がん具、動物がん具、人形、粘土、乗物がん具、風船、ブロックがん具、ボール、ままごと用具
 - ウ. 上記イ. のおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ
- (6) 食品等：食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃをいう。
- (7) 行政検査：法第 28 条に基づいて食品衛生監視員が行う検査（モニタリング検査を含む。）をいう。
- (8) 登録検査機関：法第 33 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた法人をいう。
- (9) 輸入者：食品等を輸入しようとする者をいう。ただし、法に規定する「輸入しようとする者」は、法第 59 条に基づく廃棄命令等の実効性を確保する必要がある。
- (10) 自主検査：登録検査機関において輸入者が自主的に行う検査をいう。
- (11) 届出：法第 27 条の規定に基づき輸入者が行う厚生労働大臣に対する届出をいう。

2 輸入食品等に係る検疫所の担当区域

輸入食品等に係る各検疫所の担当区域は別表 1 のとおりである。

3 届出の要否

- (1) 法第 27 条により届出を必要とする食品等は、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供し、又は営業上使用することを目的として輸入されるものであるが、輸入貨物が届出を要するか否かの判断は、その形状、使用目的、表示、その他関係書類等客観的な状況を勘案して行いが、下記アからエに掲げるものについては原則として届出の対象外として取り扱われたい。
 - ア. 乳幼児以外を対象としたおもちゃ

- イ. 添加物、器具、容器包装及びおもちゃの原材料
 - ウ. 法第 4 条に規定された器具及び容器包装に該当しない機械、器具その他の物及び容器包装
 - エ. 国内において食品等として販売又は営業上使用することを目的としないことが明らかである次に掲げる食品等
 - (ア) 個人用、試験研究用及び社内検討用の食品等
 - (イ) 10kg 以下の食品等
 - (ウ) 展示用の食品等
 - (エ) 輸入されたその全量が再輸出されることが明らかなもの
 - (オ) 医薬品医療機器等法第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する医薬品及び医薬部外品。
ただし、薬品及び医薬部外品に該当するか否かの最終的な判断は厚生労働省医薬食品局又は地方公共団体の薬事担当部局が行うものであること。
 - (カ) 輸入貿易管理令（昭和 24 年政令第 414 号）別表第 1 に規定された次の食品等
 - A 天皇及び内廷にある皇族の使用に供せられる貨物
 - B 本邦に来遊する外国の元首及びその家族等並びにその従者に属する貨物
 - C 本邦に派遣された外国の大使、公使その他これに準ずる使節及び本邦にある外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。以下同じ。）の館員の個人的使用に供される貨物及び外国公館の使用に供される貨物
 - D 国又は地方公共団体の設置する学校、博物館、研究所等の施設及び私立施設（関税定率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号）第 17 条）に陳列する標本等並びにこれらの施設の用に供せられる試験品
 - E 本邦の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設から送還される公用の貨物
 - F 国際的な規模で開催される運動競技会の参加外国選手等の用に供されるもの
 - (キ) 食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。）別表第 10 に掲げる食品
 - A 原塩：岩塩、海塩等精製工程を経ずに食用に供されることのない塩をいう。
 - B コプラ：関税率表第 1203.00 号に掲げるものをいう。
 - C 食用油脂の製造に用いる動物性又は植物性原料油脂：牛脂、豚脂、魚油、大豆油、菜種油、やし油、パーム油等であって、精製工程を経ずに食用に供されることのない油脂をいう。
 - D 粗糖：砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）第 2 条第 3 項に規定する「粗糖」をいう。
 - E 粗留アルコール：蒸留工程を経ずに食用に供されることのないアルコールをいう。
 - F 糖みつ：関税率表第 17.03 項に掲げるものをいう。
 - G 麦芽：関税率表第 11.07 項に掲げるものをいう。
 - H ホップ：関税率表第 12.10 項に掲げるものをいう。
- (2) 届出を要しない貨物について、輸入者からその旨の証明を求められた場合には、

様式第 3 号の検疫所確認欄に様式第 4 号の印を押印し、輸入者に交付するので、この印のあるものについては、届出を要しないものとして取り扱われたい。

4 通関の際の取扱い

(1) 検査を行わないこととした場合

書類審査により検査を行わないこととした場合には、検疫所において届出書の写しに様式第 5 号の「輸入食品等届出済の印」(以下「届出済の印」という。)を押印したものを輸入者に返却するので、この印のあるものについては厚生労働大臣に対する届出が行われたものであるので、当該届出をもって関税法第 70 条の確認をされたい。

(2) 検査を行うこととした場合

ア モニタリング検査以外の行政検査を行ったものについては、検疫所において届出書写しに「届出済の印」とともに、法第 28 条に基づく場合は様式第 13 号の「衛生検査実施」、法第 26 条に基づく場合は様式第 8 号の「命令検査実施」の印を押印し、検査の結果、食品衛生上問題のない場合には様式第 19 号の「合格」の印を押印したものを輸入者に返却するので、当該届出をもって関税法 70 条の確認をされたい。

イ モニタリング検査を行ったものについては、検疫所において届出書写しに「届出済の印」を押印し、検査結果判明前であっても輸入者に返却するので、当該届出をもって関税法第 70 条の確認をされたい。

ウ 検査を行ったもののうち、法違反と判定された食品等については、様式第 23 号「食品衛生法違反物件通知書」によって通知するので、関税法第 70 条第 3 項に基づいて輸入の許可は与えられないようにされたい。

また、輸入者に対しては、必要に応じて

(ア) 積戻し又は廃棄すること。

(イ) 食用以外の用途に使用すること。

(ウ) 保税中に処理加工等を行い、食品衛生法上適法なものとするこ

と、指示する。

なお、輸入者が上記(イ)、(ウ)の措置を講ずることとした場合、検疫所長から様式第 23 号の「食品衛生法違反物件通知書」とあわせて、(イ)の場合には様式第 24 号の「食品衛生法違反物件用途変更連絡書」を、(ウ)の場合には様式第 25 号の「輸入拒否条件解除確認連絡書」を税関長あて連絡するので、関税法第 70 条の確認をされたい。

(3) 規則第 32 条第 4 項に規定する同一食品等の輸入計画を記載した輸入届出書の取扱いについては、以下のとおり取り扱われたい。

ア 検疫所においては、規則第 32 条第 4 項の規定に従い、規則別表第 12 に示す食品の輸入届出書が提出された際には、同表に示された期間の輸入に係る輸入届出書の提出に代えることとされていることから、輸入計画を記載した輸入届出書の写しに当該期間を明示した印を押印の上輸入者に交付するので、当該輸入届出書の写しの提出があった場合には、品名及び輸入者名等について仕入書等と照合するとともに、当該輸入届出書に押印されている期間の確認を行う。

イ 規則別表第 12 に掲げる食品等以外の食品等が輸入届出書の未提出のまま輸入されようとしているおそれがある場合、又は、アの押印を受けた輸入届出書の写しと

異なる食品等の輸入に対し当該輸入届出書の写しが使用されているおそれがある場合には、検疫所に通報する。

5 保税地域内での検体の収去等

(1) 行政検査においては、検疫所の食品衛生監視員に必要に応じ保税地域に立ち入らせ、蔵置されている食品等の検査のため当該貨物を開梱し、試料の収去等を行わせるので便宜を与えられたい。

なお、見本の収去を行う場合は、食品衛生監視員が様式第 15 号の「見本採取票」3 通（税関用、採取者用、輸入者用）を税関に提出し、うち 2 通（採取者用、輸入者用）に税関の確認印を受ける。

また、見本収去等が行われた貨物について、様式第 16 号の「食品衛生法第 28 条第 1 項（同法第 68 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）に基づく収去・開梱済の証」を貼付する。

(2) 食品等の衛生を効果的に確保するため、輸入者に対し登録検査機関で自主検査を行うよう指導するので、輸入者が自主検査を実施するため保税地域より試料として必要最少量を持ち出すことに便宜を与えられたい。

6 届書の訂正

届書事項に係る訂正については、検疫所において「検疫所確認済の印」を押印し、その訂正を認めることとする。

7 その他

食品等の通関に際し、法違反の疑いがあると認められる場合又は食品等であるか否かの判断等に疑義が生じたときは、そのつど検疫所に連絡願いたい。

別表 1

食品等輸入届出受理機関一覧

検疫所名	課（又は官）名	住 所	担 当 区 域
小樽検疫所	食品監視課	〒047-0007 北海道小樽市港町 5-2 小樽地方合同庁舎	北海道（千歳空港検疫所支所の担当区域を除く。）
千歳空港検疫所支所	検疫衛生・食品監視課	〒066-0012 北海道千歳市美々 新千歳空港内	北海道（新千歳空港に限る。）
仙台検疫所	食品監視課	〒985-0011 宮城県塩釜市貞山通り 3-4-1 塩釜港湾合同庁舎	青森県 岩手県 宮城県（仙台空港検疫所支所の担当区域を除く。） 秋田県 山形県 福島県
仙台空港検疫所支所	検疫衛生・食品監視課	〒989-2401 宮城県名取市下増田字南原 仙台空港新旅客ターミナルビル	宮城県（仙台空港に限る。）
成田空港検疫所	食品監視課	〒282-0021 千葉県成田市駒井野字天並野 2159	千葉県（成田市、香取郡多古町及び山武郡芝山町に限る。）
東京検疫所	食品監視課	〒135-0064 東京都江東区青海 2-7 - 11 東京港湾合同庁舎	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 東京都（東京空港検疫所支所の担当区域を除く。） 山梨県 長野県
	食品監視第二課	〒273-0016 千葉県船橋市潮見町 32-5 船橋港湾合同庁舎	千葉県（野田市、柏市、流山市、松戸市、鎌ヶ谷市、船橋市、習志野市、浦安市及び市川市に限る。）
千葉検疫所支所	検疫衛生・食品監視課	〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-12-2 千葉港湾合同庁舎	千葉県（成田空港検疫所及び東京検疫所食品監視第二課の担当区域を除く。）
羽田空港検疫所支所	食品監視課	〒144-0041	東京都（東京国際空港に限る。）

川崎検疫所支所	食品監視課	東京都大田区羽田空港 2-6-3 羽田空港貨物合同庁舎内 〒210-0869 川崎市川崎区東扇島 6-10 かわさきファズ物流センター	神奈川県（川崎市に限る。）
横浜検疫所	食品監視課	〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港 1-6-1 よこはま新港合同庁舎	神奈川県（川崎検疫所支所の担当区域を除く。）
新潟検疫所	食品監視課	〒950-0072 新潟市中央区竜が島 1-5-4 新潟港湾合同庁舎	新潟県
	食品監視課小松空港分室	〒923-0993 石川県小松市浮柳町ヨ 50 番地先 小松空港ターミナル	富山県 石川県
名古屋検疫所	食品監視課	〒455-0045 名古屋市港区築地町 11-1	岐阜県 愛知県（中部空港検疫所支所の担当区域を除く。）
清水検疫所支所	統括食品監視官	〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町 9-1 清水港湾合同庁舎	静岡県
中部空港検疫所支所	食品監視課	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア 1-1 中部空港合同庁舎	愛知県（中部国際空港に限る。）
四日市検疫所支所	検疫衛生・食品監視課	〒510-0051 三重県四日市市千歳町 5-1 四日市港湾合同庁舎	三重県 和歌山県（新宮市及び東牟婁郡に限る。）
大阪検疫所	食品監視課	〒552-0021 大阪市港区築港 4-10-3 大阪港湾合同庁舎	福井県 滋賀県 京都府 大阪府（関西空港検疫所の担当区域を除く。） 奈良県 和歌山県（四日市検疫所支所の担当区域を除く。）
関西空港検疫所	食品監視課	〒549-0021 大阪府泉南市泉州空港南 1 番地 関西空港地方合同庁舎	大阪府（関西国際空港に限る。）

神戸検疫所	食品監視課	〒652-0866 神戸市兵庫区遠矢浜町 1-1	兵庫県（神戸検疫所食品監視第二課の担当区域を除く。） 岡山県 徳島県 香川県
	食品監視第二課	〒658-0033 神戸市東灘区向洋町西 1 神戸税関六甲アイランド出張所内	兵庫県（尼崎市、西宮市（山口町を除く。）、伊丹市、宝塚市、川西市、川辺郡、芦屋市及び神戸市（東灘区及び灘区に限る。）に限る。）
広島検疫所	食品監視課	〒734-0011 広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎	広島県（広島空港検疫所支所の担当区域を除く。） 愛媛県 高知県
	食品監視課境分室	〒684-0034 鳥取県境港市昭和町 9-1 境港港湾合同庁舎	鳥取県 島根県
広島空港検疫所支所	検疫衛生・食品監視課	〒729-0416 広島県三原市本郷町善入寺字平岩 64-31 広島空港ターミナルビル	広島県（広島空港に限る。）
福岡検疫所	食品監視課	〒812-0031 福岡市博多区沖浜町 8-1 福岡港湾合同庁舎	福岡県（門司検疫所支所及び福岡空港検疫所支所の担当区域を除く。） 佐賀県 長崎県（長崎検疫所支所の担当区域を除く。） 熊本県 大分県
	門司検疫所支所	統括食品監視官	〒801-0841 北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎
福岡空港検疫所支所	統括食品監視官下関分室	〒750-0066 山口県下関市東大和町 1-7-1 下関港湾合同庁舎	山口県
	食品監視課	〒812-0851 福岡市博多区大字青木 739 福岡空港国際線旅客ターミナルビル	福岡県（福岡空港に限る。）
長崎検疫所支所	検疫衛生・食品監視課	〒850-0862 長崎市出島町 1-36	長崎県（壱岐市及び対馬市を除く。）

鹿児島検疫所支所	検疫衛生・食品監視課	〒892-0812 鹿児島市浜町 2-5-1 鹿児島港湾合同庁舎	宮崎県 鹿児島県
那覇検疫所	食品監視課	〒900-0001 那覇市港町 2-11-1 那覇港湾合同庁舎	沖縄県（那覇空港検疫所支所の担当区域を除く。）
那覇空港検疫所支所	検疫衛生・食品監視課	〒901-0142 那覇市字鏡水 150 那覇空港旅客ターミナルビル 3階	沖縄県（那覇空港に限る。）

様式第3号

年 月 日

検 疫 所 長 殿

輸入者住 所
" 氏 名

" 電話番号

確 認 願

下記の貨物は 個人使用
展示用
試験研究用 であり、食品衛生法第27条に基づく届出の
装飾用
その他〔備考欄に記載〕

必要のない貨物であるので確認願います。

記

- ・品 名
- ・積込数量及び重量
- ・船舶の名称又は
航空機の便名
- ・到着年月日
(展示用又は試験研究用の場合に記入してください。)
- ・展示場所又は
試験所名、試験内容
- ・残余貨物処理方法
- ・備 考

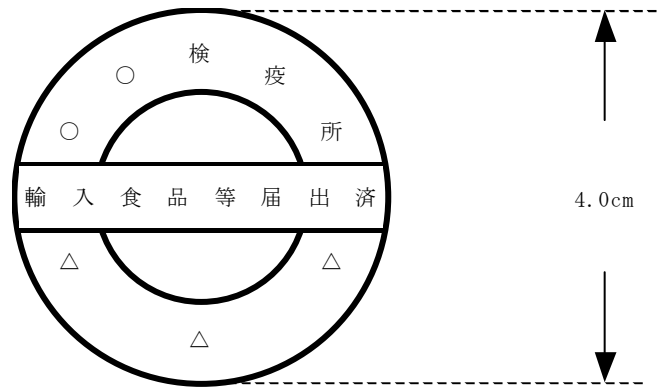
検疫所確認欄

様式第4号

	← 10.0 cm →
↑ 4.0 cm ↓	当該食品等は、食品衛生法第27条の規定に基づく届出を要するものに該当しないものと認めます。 ○○検査所

- 注 1 黒色を用いること。
2 検査所確認欄に押印すること。

様式第5号



- 注 1 青色を用いること。
 2 △△△欄は下表のとおりとすること。
 3 届出書届出済印欄に押印すること。

小樽検疫所	OTARU
千歳空港検疫所支所	CHITOSE A. P
仙台検疫所	SENDAI
仙台空港検疫所支所	SENDAI A. P
成田空港検疫所	NARITA A. P
東京検疫所 食品監視第一課	TOKYO I
食品監視第二課	TOKYO II
千葉検疫所支所	CHIBA
東京空港検疫所支所	HANEDA A. P
川崎検疫所支所	KAWASAKI
横浜検疫所	YOKOHAMA
新潟検疫所	NIIGATA
小松空港分室	KOMATSU A. P
名古屋検疫所	NAGOYA
清水検疫所支所	SHIMIZU
中部空港検疫所支所	CHUBU A. P
四日市検疫所支所	YOKKAICHI
大阪検疫所	OSAKA
関西空港検疫所	KANSAI A. P
神戸検疫所 食品監視第一課	KOBE I
食品監視第二課	KOBE II
広島検疫所	HIROSHIMA
境分室	SAKAIMINATO
広島空港検疫所支所	HIROSHIMA A. P
福岡検疫所	FUKUOKA
門司検疫所支所	MOJI
下関分室	SHIMONOSEKI
福岡空港検疫所支所	FUKUOKA A. P
長崎検疫所支所	NAGASAKI
鹿児島検疫所支所	KAGOSHIMA
那覇検疫所	NAHA
那覇空港検疫所支所	NAHA A. P

様式第8号

命 令 検 査 実 施 年 月 日	↑
検 査 項 目	↑ 4 cm
	↑ 2 cm 1.3 cm ↓ ↓

← 5 cm →

- 注 1 赤色を用いること。
2 検査項目を朱記すること。

様式第 13 号

衛 生 検 査 実 施 年 月 日	↑
検 査 項 目	↑ 4 cm
	↑ 2 cm ↑ 1.3 cm ↓ ↓ ↓

← 5 cm →

- 注 1 赤色を用いること。
2 検査項目を朱記すること。

見 本 採 取 票

整理番号

年 月 日

殿

検疫所食品衛生監視員

印

食品衛生法第 28 条第 1 項(同法第 68 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により、検査のため採取したので通知します。

採取した貨物	品 名 ・ 銘 柄	数 量
積載船(機)名		入港年月日 年 月 日
蔵置場所		採取年月日 年 月 日
B / L No.		申告番号
採取職員所属氏名		
見本処理区分	<input type="checkbox"/> 返 却 <input type="checkbox"/> 保 存 <input type="checkbox"/> 分 析	
返 却 欄	申告者受取印	受取年月日
備 考		

(注) 太線枠内は税関職員記入欄

(用紙の大きさは、日本産業規格 B 列 6 番又は A 列 5 番とする。)

様式第 16 号

← 9 cm →

↑

7 cm

↓

食品衛生法第 28 条第 1 項（同法第 68 条第 1 項
及び第 3 項において準用する場合を含む。）に
基づく

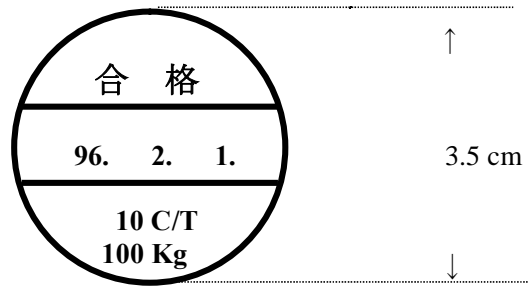
収去
済の証
開梱

収去数量

年 月 日
〇 〇 検 疫 所

この様式は緑色とし、字は黒色とすること。

様式第 19 号



- 注 1 黒色を用いること。
2 合格数重量を朱記すること。

第 年 月 日
号

税 関 長 殿

検 疫 所 長

食品衛生法違反物件通知書

下記の物件は、食品衛生法第 条に違反するものであるから関税法第 70 条第 3 項の規定により輸入許可を与えないようお願いする。

なお、食用以外の用途に使用又は保税中に処理加工等を行い食品衛生法違反の要件が解除された場合は、その旨連絡するので申し添える。

記

- 1 品 名
- 2 届出数量及び重量
- 3 違反数量及び重量
- 4 輸 入 者 住 所
氏 名
- 5 到 着 年 月 日
- 6 検 査 年 月 日
- 7 届 出 受 付 番 号
- 8 保 管 場 所
- 9 備 考

様式第 24 号

第 号
年 月 日

税 関 長 殿

検 疫 所 長

食品衛生法違反物件用途変更連絡書

年 月 日 第 号をもって、輸入許可を与えられないよう通知した下記の違反物件について、輸入者より として輸入したい旨申し出がありましたので、その旨連絡します。

記

- 1 品 名
- 2 届出数量及び重量
- 3 違反数量及び重量
- 4 輸 入 者 住 所
氏 名
- 5 届 出 受 付 番 号
- 6 保 管 場 所
- 7 備 考

様式第 25 号

第 号
年 月 日

税 関 長 殿

検 疫 所 長

輸入拒否条件解除確認連絡書

年 月 日 第 号をもって、輸入許可を与えられないよう通知した下記の物件については、当方において輸入者を指導したところ、今般、次のような処置を行うことを確認し、食品衛生法違反の事実が解消したことを確認したので、輸入許可を与えられるよう連絡いたします。

処置方法

記

- 1 品 名
- 2 数量及び重量
- 3 輸入者住所
氏 名
- 4 届出受付番号
- 5 保 管 場 所
- 6 備 考